

補助事業の体制の見直しに係る方針等

○事務事業の横断的見直しについて（平成21年11月19日行政刷新会議、抜粋）

2. 補助金交付の効率化

補助金の交付につき不必要に団体等を経由しているケースが見受けられることから、それらは直接の補助に切り替えるなど、補助金に対する団体等の不必要な関与を排除する。

7. 独立行政法人・公益法人向け支出の見直し

独立行政法人・公益法人向け支出については、速やかに業務の必要性について検証を行った上で、事務・事業の重点化や既存財源の活用、職員のスリム化や運営費等の効率化などにより、徹底的な見直しを行うとともに、法人の在り方についても厳しく検証するべきである。

○政府関連公益法人の徹底的な見直しについて

（平成21年12月25日閣議決定、抜粋）

2. 見直しの視点

(1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し

- ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。

○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月、抜粋）

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

3. 政策改革の視点

(1) 効果的・効率的で分かりやすい施策の展開

新たな政策改革に当たっては、過去のしがらみや前例にとらわれず、旧来の農政手法を転換し、関係府省の適切な連携を図りつつ、真に効果のある施策を重点的に講じる必要がある。

このため、政策目的と政策手段の対応関係を明確にするなど、複雑な政策体系は見直し、シンプルで分かりやすいものに改善していく。また、農業関係団体を經由又は活用した施策は、当該団体が地域一体となった取組の推進力として位置付けられる場合もあるなど、これまで施策の実施の円滑化に寄与してきた一方で、政策的なメッセージ性を低下させたり、当該団体とかかわりが薄い者に対する政策効果の発現を限定させる場面もあったことから、可能な限り施策対象に直接作用するものに改善する。（後略）

○平成22年行政事業レビューシート（平成22年8月30日農林水産省公表、抜粋）

・見直しの余地

本事業については、①同一事業を複数の公益法人が実施していること、②原則農協を通じた事業執行の仕組みとなっていること等から、平成23年度に向けては、畜産・酪農所得補償制度の検討と併せて、より多くの生産者が経営安定対策に参加するとともに、効率的に事業を実施する観点から検討を行う。

・予算監視・効率化チームの所見
改善

本事業は、鶏卵の生産及び価格の安定を図る取組であることから、畜産所得補償制度の導入と併せあり方を検討すべきであり、「改善」とする。

○平成23年行政事業レビューシート（平成23年9月30日農林水産省公表、抜粋）

・事業所管部局による点検

生産者が支払う事務手数料は、昨年度までの鶏卵安定対策事業に比べ、生産者の直接加入や手数料の透明化の指導で軽減されたが、生産者積立金の基金は複数の公益法人で管理されており、更に効率的な事業の実施について要検討。

・予算監視・効率化チームの所見

本事業は、生産者積立金の基金が複数の公益法人で管理されており、更なる効率化に向けた検討を行うべきである。